

## 「消費者の責任」と憲法との関係に関する予備的考察

～SDGs12「持続可能な生産消費形態を確保する（つくる責任つかう責任）」  
特に「つかう責任」を例として～

Preliminary consideration about the relationship between consumer  
responsibility and constitution

正木 桂

Katsura MASAKI

### 要 約

2015年に国連においてSDGsが示されて以降、その目標12「持続可能な生産消費形態を確保する（つくる責任つかう責任）」とも関連して、「消費者の責任」に関する議論が盛んになりつつある。

確かに、現代社会においては、消費者が社会における様々な場面で、一定の責任を果たさなければならないのであろうが、他方で、そのような責任が我々の行動の自由に対する制限にもなりうるため、無限定・無秩序で認められてよいはずがなく、言わばその限界を探る作業も当然必要となる。本稿は、そのような問題意識の下で、自由の基礎法であり国の最高法規である憲法との関係を模索するものである。

しかしながら、この点に関する憲法学からの論考は非常に少なく、基礎となる資料も必ずしも多くはない。したがって、本稿においては、最初に、従来の憲法学における議論、特にもっとも関連すると思われる公共の福祉に関する議論を概観し、従来の公共の福祉に関する通説的立場そのままでは、「消費者の責任（特に『他者』に対する責任）」を根拠づけることが困難であることを確認する。

そして、その後、議論の方向性として考えられる立場を示し、その問題点を指摘することにより、今後の議論へと結びつけていきたいと思う。

---

**キーワード：**SDGs12 つかう責任 消費者の責任 「他者」に対する責任  
公共の福祉 一元的内在制約説

### はじめに

SDGsとは、2015年の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すという国際目標のことである。また、このSDGsは、17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」という理念を掲げている。そして、その目標12として「持続可能な生産消費形態を確保する（つくる責任つかう責任）」が設定されている。

このSDGsの目標12とも関連して、近年消費者にも社会の様々な場面において一定の責

任があるのではないか、という「消費者の責任」の議論が盛んになりつつある。例えば、2015年から2年間10回に渡って消費者庁において開催された、「倫理的消費調査研究会」はその典型例であろう。<sup>1</sup>その意味では、「つかう責任」の具体的内容の多くは、この研究会の中で議論され、その取りまとめ内に盛り込まれているとあってよい。そして、この「倫理的消費調査研究会」の中で、「倫理的消費」の実践に向けて、「個人や企業の自発的行動に任せるのか、それとも法で規制する／義務付ける」のか、という2つの考え方の異なる方法があると示された上で、海外情勢の報告の中において、「倫理的消費を広めようとしている人たちや、専門家は、最終的には法規制が必要だということで見解が一致していました」と述べられている。<sup>2</sup>

そうであるならば、この「倫理的消費」を中核とする「消費者の責任」と、人々の自由に対する制限を限界づけている、自由の基礎法たる憲法との関係、その中でも特に人権の制約原理（自由の制約原理と言ってもよい）として憲法が定めている公共の福祉との関係を議論しておく必要が生じてくる。また、仮に無限界無秩序に消費者が責任を引き受けることになれば、そのしわ寄せは消費者の中でも弱い立場の消費者（例えば身寄りがいない独居老人や経済的基盤の弱い者）が被ることになることを考えれば、なおさらその必要性は高いと言える。

また、SDGs全般に関して電通がおこなった「第5回SDGsに関する生活者調査」の内容を見ると、SDGsの認知率は8割を超えるが、実践意欲が高い層は36.9%にとどまっており、認知はされていても実践には結びついていない、という現状が明らかになっている。<sup>3</sup>さらに、「倫理的消費調査研究会」の取りまとめに示されている「エシカルな商品・サービス非購入理由」に関するアンケート結果を見ると、「本当にエシカルなのかどうかわからない」「価格が高い」といった理由が挙げられている中、「購入したくない理由は特にない」という理由がもっとも比率が高いものになっている。<sup>4</sup>これは逆に言えば、積極的に購入すべき理由がはっきりしていないことを意味していると考えられ、その意味において、国の最高法規たる憲法との関係を整理し、理論的にその内容をより明確にすることにより消費者の理解を深めることが、実践に向けて一つの後押しになるのではなかろうか。

他方で、現時点において、この「消費者の責任」と憲法との関係に関する議論はほとんどなされておらず、また紙面の制限もあるため、あくまでも本稿は、今後の議論のための言わば予備的考察と位置付けたい。すなわち、従来の憲法学における議論（特に公共の福祉に関する議論）では、「消費者の責任」と憲法との関係を合理的に説明することが困難であることを確認する作業に議論の中心を置くこととし、それを基に今後なされるべき議論については、その方向性を示すにとどめている。

---

<sup>1</sup> この「倫理的消費調査研究会」の設置を求めた、消費者基本計画（2015年3月24日閣議決定）において、この倫理的消費は、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」と定義付けられている。

<sup>2</sup> 「倫理的消費調査研究会」第5回議事次第P14、15 渡辺委員発言。

<sup>3</sup> 「第5回SDGsに関する生活者調査」株式会社電通（2022年4月27日）。

<sup>4</sup> 「倫理的消費調査研究会」（消費者庁）取りまとめ（2017年4月）P18。

## 一. 「消費者の責任」の内容・分類

まず最初に「消費者の責任」について、先行する CI（国際消費者機構）や「倫理的消費調査研究会」における議論を参考に、その内容を確認する。

### 1. 内容

「消費者の責任」の内容については、通常 1982 年に CI（国際消費者機構）が示した 5 つの責任を中心に議論がなされている。すなわち、①主張し行動する責任（主張・行動）、②批判的意識を持つ責任（批判）、③連帯する責任（連帯）、④弱者に対する配慮責任（弱者）、⑤環境への配慮責任（環境）、である。また、前述の「倫理的消費調査研究会」の取りまとめにおいて、その理念を示す言葉として「あなたの消費が世界の未来を変える」（波線は筆者による）と掲げられていることや、そこに挙げられている具体的な配慮対象等を踏まえて言えば、「消費者の責任」は、①現在世代にとどまらない将来世代の人々に対する配慮、②外国に住む「弱者」への配慮、さらに動物福祉に対する配慮の必要性についても触れているため、③「人」に限定しない生き物全般に対する配慮、を含むものであると言えよう。

### 2. 分類

次に、今挙げた 5 つの責任を念頭に、経済的社会的側面における消費者の位置付けを勘案して、「消費者の責任」を以下のように分類しておきたい。

#### ①権利者としての責任

著名な法学者であるイェーリングは、「権利のための闘争」において、権利を守るには、ある種の闘争が必要であり簡単に守る事ができないことを、さらに、それは自分自身のためだけではなく国家や社会に対する義務であり、法の生成・発展にも貢献する旨のことを述べている。<sup>5</sup>その意味で、「消費者の権利」の主体である消費者は、当然権利を主張しそれを守る一定の責任を負っていると言えよう。<sup>6 7</sup>

#### ②市場における主権者としての責任

経済学においては、市場の説明をするにあたって、消費者主権（論）という言葉が使われることが多い。この消費者主権（論）は、「消費者がそれぞれにもつ嗜好や選択は彼の『主権』に属する事柄であって、第三者がとやかく言う筋合いのものではなく、しかもその嗜好や選択が、それぞれの消費者が市場で行使する投票権の形で顕示されることにより、生産者は何が一番強く望まれているかを知り、消費者のそうした欲望を一番良く充しうるものが、いちばん報いられるという形で市場の調和が達成される」ものと定義されており、1930 年代に W・H・ハットが最初に経済学の文献の中で紹介したものであると言われている。

<sup>8 9</sup>

<sup>5</sup> イェーリング（村上淳一訳）「権利のための闘争」岩波文庫（1982 年）P49 等。

<sup>6</sup> 日本における「消費者の権利」に関する議論の端緒になるものとして、正田彬「消費者の権利（新版）」岩波新書（2010 年）を挙げておく。

<sup>7</sup> 前述の 5 つの責任との関係で言えば、主に①②の責任と関連付けることが可能であろう。

<sup>8</sup> 都留重人（編）「公害の政治経済学」岩波書店（1972 年）P85、宮澤健一、季刊現代経済 15「消費者主権の理念とその実現条件」日本経済新聞社（1974 年）P58。

<sup>9</sup> 消費者主権については、市場における主権者はむしろ生産者ではないか、というガルブレイスによる「生産者主権論」が存在している。ガルブレイス（都留重人監訳）「新しい産業国家」河出書房新社（1973 年）参照。

そして、この市場における主権者として、消費者には「市場を機能化させるための能動的な役割が付与され」ており、その意味で消費者は一定の責任を負っていると言えよう。<sup>10</sup>

11

### ③消費が「他者」に影響を与える者としての責任

消費者が市場において「主権」を行使し一定の影響を及ぼしているのであれば、市場から発生する様々な「他者」に対する結果に対しても、当然一定の責任を負わなければならない。そしてここでいう「他者」には、「現在世代」の「日本」にいる「人」だけにとどまらず、前述したように「将来世代の人々」「外国に住む人々」「生き物全般」が含まれることになる。<sup>12</sup>

## 二. 従来の公共の福祉論

以上において、「消費者の責任」の内容を確認しその分類を試みた。

本稿においては特に、「他者」に影響を与える者としての責任、さらに「将来世代の人々」に対する責任を中心に議論をしていきたいと思う。それは「消費者の責任」議論の中心がまさにその点にあり、この点と憲法との関係を議論することからはじめるべきだとの考えに基づいている。<sup>13</sup>そして、この点議論するにあたっては、憲法は人権の制約原理（自由の制約原理と言ってもよい）として「公共の福祉」というものを規定しているため、この公共の福祉が、従来の憲法学においてどのように理解されてきたのかについて最初に確認しておきたい。

この点そもそも日本国憲法は、11条、97条において人権の不可侵性を認めている。しかしながら、他人との共同生活を余儀なくされる社会においては、その調整が必要となる。そこで、日本国憲法は「公共の福祉」という言葉を使い、人権の制約を予定する規定を置いている。すなわち、人権の濫用を禁止し「公共の福祉」のために利用する責任を国民に課し（12条）、権利行使に対して「公共の福祉に反しない限り」との限定を付す（13条）と共に、経済的自由に関する22条、29条において、再度「公共の福祉」という言葉を登場させている。そこで、憲法制定当初から、この「公共の福祉」というものを、どのように理解すべきか様々な議論がなされてきた。以下において代表的な学説を紹介しておく。

### 1. 一元的外在制約説

この説は、人権は12条、13条に定められた「公共の福祉」に反しない限りで認められるものであり、この「公共の福祉」は人権の外側であって、すべての人権を制約することができる一般的な制約原理（外在的制約）であると考えられる。<sup>14</sup>そして、この説の代表的論者は、この外在的制約の中身を「社会公益」「公共の安寧秩序」と捉えている。<sup>15</sup>またこの説は、

<sup>10</sup> 中田邦博・鹿野菜穂子（編）「基本講義消費者法（第3版）」日本評論社（2018年）P12、13。

<sup>11</sup> 前述の5つの責任との関係で言えば、主に①②③の責任と関連付けることが可能であろう。

<sup>12</sup> 前述の5つの責任との関係で言えば、主に④⑤の責任と関連付けることが可能であろう。

<sup>13</sup> 以降、本稿において「消費者の責任」といった場合、「他者」に影響を与える者としての責任を念頭に、また、特に断りがなければ、「将来世代の人々」に対する責任を念頭に置いて議論を進めていく。

<sup>14</sup> 美濃部達吉「日本国憲法原論」有斐閣（1948年）P145、166等。

<sup>15</sup> 前掲注14、P166、194、196。

22 条、29 条が特に「公共の福祉」という言葉を使ったのは、12 条、13 条で制約できるものを念のために再言したに過ぎないとする。<sup>16</sup>

## 2. 内在外在二元的制約説

この説は、すべての人権は社会秩序の要請する内在的制約に服するのであり、12 条、13 条の「公共の福祉」を、特段法的な意味を有しない倫理的・訓示的規定と考える。<sup>17</sup>また、この説は、「公共の福祉」によって制限される人権を経済的自由と社会権に限定し、そのような「政策的考慮に基づく制限」を加えることができることを、22 条、29 条は特に示しているとする。<sup>18</sup>

## 3. 一元的内在制約説

この説は、12 条、13 条の「公共の福祉」は、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であり、憲法の明文の有無にかかわらず、あらゆる人権に必然的に内在しているとする。<sup>19</sup>さらにこの説は、「公共の福祉」には、自由権を公平に保障するための必要最小限度の制約（自由国家的公共の福祉）と社会権を実質的に保障するため経済的自由に加えらるべき必要な限度の制約（社会国家的公共の福祉）が含まれるとする。<sup>20</sup>またこの説は、「人間の尊厳性を最高の指導理念とする日本国憲法においては、個人に優先する『全体』の利益ないし価値というものは存在しない。個々人の人権に対抗する価値を認められるのは、多数または少数の他人の人権だけである」という点を主たる根拠としている。<sup>21</sup>

そして、現状において、一元的外在制約説に対しては、人権保障について「法律の留保」を認めない日本国憲法の基本的な考えに反するのではないかとの批判がなされている。<sup>22</sup>また、内在・外在二元的制約説に対しては、12 条、13 条を新しい人権の根拠として機能させることができなくなる、<sup>23</sup>等批判がなされており、一元的内在制約説、すなわち、「公共の福祉」を人権相互の矛盾・衝突を調整する原理ととらえる立場が、一応今日の通説的（支配的）立場と考えられている。<sup>24</sup>

それでは、この通説的立場である一元的内在制約説から考えて、先程述べた「消費者の責任」を、公共の福祉による制約として根拠づけることは可能であろうか。この点「人権が人間性に由来し、すべての人が生まれながらに持つ権利であるならば、いまだ生まれざる将来世代に人権を認めることは単純な語義矛盾」<sup>25</sup>であり、従来の「人権」概念で理解するのは困難であると考えられる点、また「人」以外の「生き物全般」に、「人」として当然認められるべき人権が保障されているとは通常考えられない点、さらに、日本国憲法に規

<sup>16</sup> 前掲注 14、P166。

<sup>17</sup> 「註解日本国憲法 上巻」東京大学法学協会編 有斐閣（1953 年）P293 以下。

<sup>18</sup> 前掲注 17、P296、297。

<sup>19</sup> 宮沢俊義「憲法Ⅱ（新版）」有斐閣（1974 年）P218 以下。

<sup>20</sup> 前掲注 19、P218 以下。

<sup>21</sup> 芦部信喜「憲法学Ⅱ 人権総論」有斐閣（1994 年）P195。

<sup>22</sup> 前掲注 21、P189。

<sup>23</sup> 前掲注 21、P192、193。

<sup>24</sup> 毛利透「憲法Ⅱ 人権（第 3 版）」有斐閣（2022 年）P10、長谷部恭男（編）「注釈日本国憲法（2）」有斐閣（2017 年）P147、148、土井真一担当部分。

<sup>25</sup> 吉良貴之「世代間正義と将来世代の権利論」愛敬浩二編『人権の主体』法律文化社（2010 年）P56。

定されている公共の福祉が「外国に住む人々」の人権との調整を予定しているとは考えられない点、<sup>26</sup>等々を考えれば、従来の公共の福祉に関する通説的立場である一元的内在制約説をそのまま理解したのでは、「消費者の責任」を説明するのは困難なのではなからうか。

### 三. 議論の方向性とその問題点

以上の議論を前提として、「消費者の責任」と憲法との関係を今後どのように考えていくべきか、考えられる議論の方向性と各立場の問題点を指摘してみたい。

#### 1. 消費者無責任論

これは、そもそも弱い立場の消費者に一定の責任を負わせるのは酷ではないかというものである。そして、仮にそのように考えることになれば、「消費者の責任」と憲法との関係を議論する必要性は乏しいことになる。

この点、前述の「倫理的消費調査研究会」においても、「消費者は責任があると書かれると辛いところがあります」(第4回議事次第 P26 佐野委員発言)との発言がなされているし、「現在の経済社会における消費者の消費生活の状況、消費者と事業者、消費者と国家の関係性の把握をとおして、『消費者の責任』という考え方が必要であるかどうかの検証を行う作業が、先行しなければならない」<sup>27</sup>との意見も存在している。さらには、環境法学における議論において、国民に一定の環境に対する義務を課すことにより「原因者負担主義が雲散霧消するおそれがある」との指摘もあり、同様の方向性が見て取れる。<sup>28</sup>

しかしながら、SDGsの目標12に「持続可能な生産消費形態を確保する(つくる責任つかう責任)」ことか掲げられていることから分かるように、持続可能な経済社会の形成に向けて消費者の行動が欠かせないものとなっており、消費者一人一人が社会の一員としての責任を果たそうという認識を持つことが、これまで以上に重要となっているということは、世界共通の認識となっていると言える。また、各種のアンケート結果を見ても、消費者自身もこの点は認めている。さらに、消費者主権の考えによれば、消費の場における消費者の個々の判断が市場に影響を与え、供給サイドにも影響を与えることになるわけだから、そのような流通全般から発生する様々な問題に対して消費者に責任がないとは言えまい。

以上を勘案すれば、「他者」に影響を及ぼす存在として、消費者が、一定レベルでの責任を負っていること自体は否定できないように思われる。

#### 2. 倫理・道義的責任論

これは、消費者が「他者」に対して一定の責任を負うとしても、それはあくまでも倫理・道徳の問題であり、具体的な法的義務に対応するものとは考えられず、そうであるならば、人権や自由に対する重大な問題とは考えられないため、現状では憲法との関係を議論する必要はないというものである。

この点確かに、消費者基本法制定過程における議論の中でも、消費者基本法7条(特に2項「消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮する

<sup>26</sup> 外国に住む日本国民との関係では当然調整の余地はあろう。

<sup>27</sup> 岩本論・谷村賢治(編著)「消費者市民社会の構築と消費者教育」晃洋書房(2013年)P149。

<sup>28</sup> 大塚直「憲法環境規定のあり方 環境法の研究者の立場から」ジュリスト1325号 有斐閣(2006年)P113。

よう努めなければならない。)に定められている内容は、あくまでも消費者に対する「努力規定」に過ぎないことが強調されている。<sup>29</sup>さらに、消費者教育推進法は、消費者教育の重要な柱として「消費者市民社会」という概念を創出し、2条2項において、「消費者市民社会」において消費者が果たすべき役割について触れているが、これをもって消費者に具体的な法的義務が生じるとは一般的に考えられていない。

しかしながら、消費者基本法や消費者教育推進法という法律によって、消費者に一定の責任や役割が求められているにもかかわらず、憲法との関係が無縁であるとは言えない。また、「消費者の責任」の内容や位置付けについて、「認識不足や誤解もみられ、ときに消費者に過剰な自己責任を要求する例もある」<sup>30</sup>との指摘がある中で、単に形式的に倫理・道徳の問題に過ぎないとの理由で、憲法との関係を議論しなくてよいという理由にはなりえない。さらに、現状の消費者の自主性に軸を置いた政策で環境その他の現在生じている各種の社会問題の解決が図れるのか、時間的余裕があるのか、甚だ疑問でもある。

最後に、将来的に地球環境が悪化した場合には、現在「消費者の責任」として議論されている内容が具体的な法的義務になりえ、実際前述したように、「倫理的消費調査研究会」においても、欧州の専門家の中では、将来は法的義務化が当然必要になるとの認識が一般的となっている点等を踏まえれば、その時に備えて憲法との関係について議論を深めておく必要は十分にある。この点において、「昨今の消費者に求められる『倫理的消費』との表現には違和感をぬぐえない」、「国が『倫理』を語るときには注意が必要である」との指摘は非常に参考になる。<sup>31</sup>

### 3. 公共の福祉論

これは、前述したように、公共の福祉というものを従来の通説的立場そのまま考えたのでは、「消費者の責任」を説明することが困難であると考えつつも、やはり人権の制約原理として、「公共の福祉」という言葉を憲法が明文で定めている点を重要視するものである。すなわち、調整を求める側の人権概念を拡張したり、人権の調整という枠を超えて公共の福祉というものを理解する、すなわち、公共の福祉概念を拡張することにより「消費者の責任」というものを説明するものと言ってよい。

この点以下において詳しく説明してみたい。

最初に、調整を求める側の人権概念を拡張する立場としては、「他者」(将来世代の人々・外国に住む人々・生き物全般)に人権を認めることにより調整を図るか、「他者」に対する現在世代の「思い」を人権として捉え、その人権との調整を図るか、により問題解決を図っていく立場が考えられる。また、人権の調整といった場合の人権を「時間的・空間的・人的な限界をもつ『憲法上の権利』に限らず「普遍妥当性要求をもつ『人権』」をも含めて考え、その中に「他者」の人権や、「他者」に対する現在世代の「思い」としての人権を含

<sup>29</sup> 国会審議における岸田文雄議員、原口一博議員発言。石戸谷豊「消費者基本法の基本的枠組み(下)」国民生活研究47巻3号 国民生活センター(2007年)P8、9。

<sup>30</sup> 古谷由紀子「現代の消費者主権 消費者は消費者市民社会の主役となれるか」芙蓉書房出版(2017年)P24。

<sup>31</sup> 河上正二「消費者法の在り方を求めて」河上正二(責任編集)『消費者法研究』7号 信山社(2020年)P6。

めて考えるような立場も考え得る。<sup>32</sup>そして、以上の立場によれば、一応は従来の公共の福祉に関する通説的立場である一元的内在制約説に寄り添いつつ、問題解決の糸口を見出すことは可能であろう。

次に、公共の福祉概念を拡張する立場についてであるが、これについては、本稿でいう「他者」に対する責任を直接の対象としているわけではないが、憲法学において議論の蓄積がある。すなわち、例えば①公共の福祉というものを、「戦前のような個人を超越した全体の利益であってはならないが、すべての個人が具体的に享受しうるような公益」と限定した上で、そのような公益を理由とする人権制限を認める立場がある。<sup>33</sup>また、②公共の福祉には「人権相互の衝突の調整に限らず、社会全体の利益としての公共の福祉も存在する」と考え、より広く公共の福祉による制約を認める立場もある。<sup>34</sup>さらに、③公益という枠を超えて「国益」に基づく制約をも認めている立場や、<sup>35</sup>④公共の福祉を、個人の尊重を基礎とする日本国憲法秩序に内在する制約と再定義して考える立場も存在している。<sup>36</sup>

以上、この公共の福祉概念を拡張しようという議論は、実に様々であり、どの立場も従来の通説的立場では、多様化した現代社会における人権制約原理としては不十分であるという共通認識を有していると言え、その意味では今後「消費者の責任」を憲法と関連させて議論していくにあたっては、有力な立場になってくるように思われる。実際に前述の①の立場の論者は、明確な根拠を示しているわけではないが、参議院の憲法審査会において、環境問題に関連して「未来に対する責務」というものを、「現在の人権論の構造の中で」、「公共の福祉の中に織り込んでいくということが可能ではないか」と述べている。<sup>37</sup>また①の立場の論者の文献を参照文献として挙げた上で、公共の福祉について、「基本的人権を制約する根拠となる法益は、全体主義的思想に基づく超越的な『公益』観念に基づくものであってはならず、現在および将来の世代の人間の幸福に繋がる必要がある」（波線は筆者による）と述べているものもある。<sup>38</sup>

しかしながら、これらの立場に対しては、例えば人権概念を拡張する点については、そのような内容のものがそもそも人権に含まれるのか、人権概念を拡張すれば人権のインフレ化を招き人権の価値を相対化し弱めることにならないか、というような批判が当然想定される。<sup>39</sup>また、公共の福祉概念を拡張する立場に対しては、それではかつての一元的外在制約説と同じ結論になってしまい、言わば「法律の留保」付きの人権となってしまうのではないかと、もしくはそこまでには至らなくてもそれに近いものになってしまうのか、

<sup>32</sup> 石川健治「人権論の視座転換—あるいは『身分』の構造転換—」ジュリスト1222号 有斐閣（2002年）P2、3。

<sup>33</sup> 高橋和之「立憲主義と日本国憲法（第5版）」有斐閣（2020年）P129。

<sup>34</sup> 長谷部恭男「憲法（第7版）」新世社（2018年）P104。

<sup>35</sup> 内野正幸「国益は人権の制約を正当化する」長谷部恭男（編著）『リーディングズ現代の憲法』日本評論社（1995年）P47～49。

<sup>36</sup> 工藤達朗「憲法学研究」尚学社（2009年）P96～98。

<sup>37</sup> 参議院憲法審査会会議録第4号（2013年5月29日）P16。

<sup>38</sup> 長谷部恭男（編）、前掲注24、P148、土井真一担当部分。

<sup>39</sup> 松本和彦「『新しい人権』の憲法的保障」法学セミナー612号 日本評論社（2005年）P129。



との批判が考えられ、議論はそれ程容易ではなからう。<sup>40</sup>

#### 4. パターナリズム論

以上のように、現在の公共の福祉に関する議論では、「消費者の責任」について十分に根拠づけることができないとするならば、本人の利益のために本人の権利を制限することができる（典型例は未成年者に対する各種の規制）というパターナリズムの考えに基づく制約として考えることはできないだろうか。<sup>41</sup>すなわち、例えば将来世代の利益をも含めた「本人」の利益（「人類」の利益と言い換えてもよい）のために、現在世代の人々の将来世代に対する判断能力の不足、もしくは一定の行動に結びつけることが困難である点を捉えて、ある種のパターナリスティックな制約として位置づけることができないかという議論である。

しかしながら、一般的にこのパターナリスティックな制約は、「自由主義の下では原則として忌避される思想」<sup>42</sup>であると考えられているし、これを認める立場に立ったとしても、「人格的自律そのものを回復不可能なほど永続的に害する場合」にのみ例外的に認められる、というようにかなり限定して適用を認めている場合が多い。<sup>43</sup>さらには、そもそも「本人」の利益を「人類」の利益と置き換えて考えることが可能であるのか疑問が多い。

そのような観点から考えると、「消費者の責任」として語られている内容を、パターナリズムに基づいて説明しようというのは、現状では困難であるように思われる。

#### 5. その他

その他考えられる道筋としては、日本国憲法 11 条、97 条が、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に対して信託したものである旨規定している点や、前文・98 条 2 項が国際協調主義をうたっている点等を踏まえた上で、99 条の憲法尊重擁護義務の規定を媒介することにより、「消費者の責任」の内容を憲法から導き出すことも不可能ではないのであろう。しかしながら、この 99 条の憲法尊重擁護義務については、一般に国民に対して法的レベルでの義務を課したものは考えられておらず、11 条、97 条、98 条 2 項についても規定の仕方があまりにも曖昧過ぎて、ここから具体的な「消費者の責任」を導き出すのは困難なように思われる。さらに、ドイツにおいて盛んに議論されている、国家の基本権保護義務論と関連させて、国家が国民の基本権を保護する義務を果たす言わば反射的效果として、「消費者の責任」を議論することも考えられるが、この議論自体現在の憲法学において通説的立場とまでは言えず、ドイツの憲法（例えば 20a 条）のような根拠規定も日本国憲法には存在しないため、有力な立場になるとは考えられない。

### 今後の課題

以上において、「消費者の責任」と憲法との関係について、今後議論を深めていく前提として、憲法学における公共の福祉に関する従来の通説的立場では、容易に問題解決を図れ

---

<sup>40</sup> 前掲注 21、P189。

<sup>41</sup> 前掲注 33、P124、125。

<sup>42</sup> 前掲注 33、P124。

<sup>43</sup> 佐藤幸治「日本国憲法」成文堂（2013 年）P135。またパターナリスティックな制約の問題を公共の福祉論の一部として理解しようという立場もある。前掲注 33、P125。

ないことを確認すると同時に、今後の議論の方向性とその問題点について指摘をした。

今後の課題としては、本稿で示した議論の方向性に基づき憲法との関係をどのように考えるのが最も妥当であるのか（もしくはどの立場も妥当でないのか）、先行する哲学や環境倫理学の知見等も参考に一つ一つ考察していく作業が必要になろう。より具体的に言えば、例えば、将来世代への配慮との関係について、世代間契約論に基づきアプローチをする—フレチェット、正義論を基礎とし「貯蓄原理」に基づきアプローチをする—ロールズ、乳飲み子の理論を基礎に責任論に基づきアプローチをする—ハンス・ヨナス、に代表される様々な考えが存在しており、それら哲学や環境倫理学の知見と憲法学における各種の考えとの関係も含めて議論していくことが必要であろう。<sup>44</sup>

#### 参考文献

芦部信喜「憲法学Ⅱ 人権総論」有斐閣 1994年

蟹江憲史「SDGs（持続可能な開発目標）」中公新書 2020年

河上正二「消費者法の在り方を求めて」河上正二（責任編集）『消費者法研究』7号 信山社 2020年

吉良貴之「世代間正義と将来世代の権利論」愛敬浩二編『人権の主体』法律文化社 2010年

高橋和之「立憲主義と日本国憲法（第5版）」有斐閣 2020年

毛利透「憲法Ⅱ人権（第3版）」有斐閣 2022年

「倫理的消費調査研究会」（消費者庁）『『倫理的消費』調査研究会 取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～（平成29年4月）』2017年

---

<sup>44</sup> これらの議論を分かりやすく整理したものとして、吉良貴之「世代間正義論—将来世代配慮責務の根拠と範囲」国家学会雑誌 119巻5、6号を挙げておく。